

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

| 市町村名 | 項目 | 事業名等           | 対象者・内容等  |
|------|----|----------------|--|
| 大崎町  | 住宅 | 空き家等バンク制度      | <p>★ 町内の空き家や空き地の情報をホームページ等掲載し、利用したい人に紹介する制度です。</p> <p>1 対象物件<br/>町内に点在する空き家、空き地(※)<br/>(※)空き地とは、住宅などの建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある土地をいいます。農地は対象となりません。</p> <p>2 要件<br/>申請者は、所有者など所有権その他の権利を有し、物件の売買若しくは賃貸を行うことができる方に限ります。</p> <p>3 対象期間<br/>大崎町ホームページにおける情報公開期間は、登録日より2年間です。<br/>(ただし、改めて登録申し込みを行うことにより再登録することができます。)</p>   |
| 大崎町  | 住宅 | 空き家リフォーム促進事業   | <p>★ 町内にある空き家を利活用するために修繕等を行った場合、改修に要した経費の一部を助成します。</p> <p>1 補助対象<br/>(1)個人が自ら居住することを目的に建築した住宅<br/>(2)1年以上継続して居住していない住宅<br/>(3)築10年以上経過した住宅<br/>※アパート、マンションや賃貸住宅として利用されていたものは対象となりません。</p> <p>2 補助対象者<br/>(1)賃貸または売却を目的に空き家を改修する空き家の所有者等<br/>(2)居住目的で使用賃貸または賃貸借した空き家を改修する方</p> <p>3 補助要件(次に掲げる要件全てに該当する方)<br/>(1)市区町村民税等に滞納がないこと。<br/>(2)町内の建築業者等(個人事業主を含む)に空き家の改修を発注すること。<br/>(3)申請年度内に工事が完了すること。<br/>(4)改修に要する経費が30万円以上であること。<br/>(5)町、県および国が行う他の補助制度の対象とならないこと。<br/>(6)改修後、賃貸や売却のほか自己または親族等が居住するなど活用すること。<br/>→賃貸や売却に当たっては、「空き家等バンク制度」に登録すること。</p> <p>4 補助対象経費<br/>(1)住宅の機能回復または向上のための修繕、模様替え、設備改善に要する経費<br/>※直接居住に要しない部分(倉庫や外構、店舗部分など)の改修や備品の購入等は対象となりません。<br/>(2)家財道具等の運搬及び廃棄に要する経費。</p> <p>5 補助金額<br/>補助対象経費の2分の1以内で50万円を上限とします。なお、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとします。</p> <p>6 申請上の注意<br/>改修工事着工前に申請書類を提出し、町より交付決定を受けてください。改修中、改修後の申請については受理できません。</p> |
| 大崎町  | 住宅 | 定住促進賃貸住宅家賃補助事業 | <p>★ 転入世帯および新婚世帯が町内の賃貸住宅に入居した場合、家賃の一部を助成します。</p> <p>1 補助対象者<br/>転入世帯または新婚世帯の世帯主で、次に掲げる要件すべてに該当する方<br/>(1)世帯全員が大崎町に住所を有する者<br/>(2)町内の賃貸住宅に新たに入居する者<br/>(3)3万円を超える賃貸住宅の家賃を支払っている者<br/>(4)世帯全員が市区町村民税等を滞納していない者<br/>※転入世帯…転入の日から賃貸住宅に入居した日までの期間が1年未満の者かつ転入の前3年間において町内に住所を有していなかった者の属する世帯<br/>※新婚世帯…婚姻届出後2年未満で、かつ申請年度の末日において夫婦いずれもが40歳未満である世帯</p> <p>2 補助期間<br/>補助要件を具備した月(月の途中入居等の場合は、その翌月)から起算して24月間</p> <p>3 補助金額<br/>毎月の家賃から住宅手当等を減じて得た額の2分の1の額(千円未満の端数は切り捨て)となります。ただし、次の世帯主の区分に応じて定める金額を上限とします。<br/>(1)転入世帯の世帯主 月額1万円(公的住宅の場合 月額5千円)<br/>(2)新婚世帯の世帯主 月額1万円(公的住宅の場合 月額5千円)<br/>(3)転入世帯かつ新婚世帯の世帯主 月額2万円(公的住宅の場合 月額1万円)</p>  |

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

| 市町村名                     | 項目                                | 事業名等           | 対象者・内容等   |                     |           |                       |            |                          |               |                     |                                   |                       |          |                          |          |           |  |      |
|--------------------------|-----------------------------------|----------------|---|---------------------|-----------|-----------------------|------------|--------------------------|---------------|---------------------|-----------------------------------|-----------------------|----------|--------------------------|----------|-----------|--|------|
| 大崎町                      | 住宅                                | 定住住宅取得補助事業     | <p>★ 町内に定住するために住宅を新築または購入した方に対し、取得に要した経費の一部を助成します。</p> <p>1 補助対象者</p> <p>(1) 転入日前の2年間に町内に住所を有しておらず、転入後2年以内に住宅を取得した65歳未満の世帯責任者</p> <p>(2) 義務教育終了前の子を扶養している世帯責任者</p> <p>(3) 夫婦どちらかが40歳未満の世帯責任者</p> <p>2 補助要件(次に掲げる要件全てを満たす必要があります)</p> <p>(1) 申請日前の1年以内に住宅を新築または購入(中古住宅を含む)すること</p> <p>(2) 新築または購入した住宅に引き続き5年以上定住すること</p> <p>(3) 居住地の自治公民館に加入すること</p> <p>(4) 市区町村民税等に滞納がないこと</p> <p>※建て替えとみなされる場合は対象外となります。</p> <p>3 補助金額</p> <p>住宅の取得経費の総額の5分の1を助成します。ただし、補助限度額は下記のとおりです。</p> <table> <tr> <td>・補助基本額</td> <td>1世帯につき</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>・転入者加算金</td> <td>1世帯につき</td> <td>50万円(転入者のみ対象)</td> </tr> <tr> <td>・子育て世帯加算金</td> <td>義務教育終了前の子が1人の世帯</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>義務教育終了前の子が2人以上の世帯</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>・地域活性化加算金</td> <td></td> <td>10万円</td> </tr> </table> <p>※下記の地区に住宅を取得した場合は、地域活性化加算金が補助されます。</p> <p>【持留地区】 …横内, 黒石, 上・中・下・西持留, 大佐土原, 下原, 永吉集落</p> <p>【釜ヶ宇都地区】 …桜野, 釜ヶ宇都, 篠段, 池段集落</p> <p>【水之谷地区】 …若松, 上・中・下・東水之谷, 籠谷, 東川, 上別府, 馬場下集落</p> <p>4 対象期間</p> <p>住宅を新築または購入の日(登記完了後)から1年以内</p> | ・補助基本額              | 1世帯につき    | 20万円                  | ・転入者加算金    | 1世帯につき                   | 50万円(転入者のみ対象) | ・子育て世帯加算金           | 義務教育終了前の子が1人の世帯                   | 10万円                  |          | 義務教育終了前の子が2人以上の世帯        | 20万円     | ・地域活性化加算金 |  | 10万円 |
| ・補助基本額                   | 1世帯につき                            | 20万円           |   |                     |           |                       |            |                          |               |                     |                                   |                       |          |                          |          |           |  |      |
| ・転入者加算金                  | 1世帯につき                            | 50万円(転入者のみ対象)  |   |                     |           |                       |            |                          |               |                     |                                   |                       |          |                          |          |           |  |      |
| ・子育て世帯加算金                | 義務教育終了前の子が1人の世帯                   | 10万円           |   |                     |           |                       |            |                          |               |                     |                                   |                       |          |                          |          |           |  |      |
|                          | 義務教育終了前の子が2人以上の世帯                 | 20万円           |   |                     |           |                       |            |                          |               |                     |                                   |                       |          |                          |          |           |  |      |
| ・地域活性化加算金                |                                   | 10万円           |   |                     |           |                       |            |                          |               |                     |                                   |                       |          |                          |          |           |  |      |
| 大崎町                      | 住宅                                | 合併処理浄化槽補助事業    | <p>★ 合併処理浄化槽を新たに設置する場合、経費の一部を助成します。</p> <p>1 対象者</p> <p>公共下水道区域外で合併処理浄化槽を新たに設置する方</p> <p>2 補助金額</p> <p>【新設または汲取りから合併処理浄化槽に変更する場合】</p> <table> <tr> <td>(1) 5人槽(専用住宅130㎡以内)</td> <td>332,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 6～7人槽(専用住宅130㎡以上)</td> <td>414,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 8～10人槽(併用住宅、2世帯住宅など)</td> <td>548,000円</td> </tr> </table> <p>【既存の単独浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合】</p> <p>(1)～(3)補助金額に90,000円を限度として加算</p> <table> <tr> <td>(1) 5人槽(専用住宅130㎡以内)</td> <td>422,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 6～7人槽(専用住宅130㎡以上)</td> <td>504,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 8～10人槽(併用住宅、2世帯住宅など)</td> <td>638,000円</td> </tr> </table> <p>3 申請上の注意</p> <p>(1) 申請に係る書類作成や提出等は、設置業者が代行しますので、申請者本人が手続きする必要はありません。</p> <p>(2) 設置工事着工前に申請し、町より交付決定を受けてください。設置中、設置後の申請については受理できません。</p>  | (1) 5人槽(専用住宅130㎡以内) | 332,000円  | (2) 6～7人槽(専用住宅130㎡以上) | 414,000円   | (3) 8～10人槽(併用住宅、2世帯住宅など) | 548,000円      | (1) 5人槽(専用住宅130㎡以内) | 422,000円                          | (2) 6～7人槽(専用住宅130㎡以上) | 504,000円 | (3) 8～10人槽(併用住宅、2世帯住宅など) | 638,000円 |           |  |      |
| (1) 5人槽(専用住宅130㎡以内)      | 332,000円                          |                |   |                     |           |                       |            |                          |               |                     |                                   |                       |          |                          |          |           |  |      |
| (2) 6～7人槽(専用住宅130㎡以上)    | 414,000円                          |                |   |                     |           |                       |            |                          |               |                     |                                   |                       |          |                          |          |           |  |      |
| (3) 8～10人槽(併用住宅、2世帯住宅など) | 548,000円                          |                |   |                     |           |                       |            |                          |               |                     |                                   |                       |          |                          |          |           |  |      |
| (1) 5人槽(専用住宅130㎡以内)      | 422,000円                          |                |   |                     |           |                       |            |                          |               |                     |                                   |                       |          |                          |          |           |  |      |
| (2) 6～7人槽(専用住宅130㎡以上)    | 504,000円                          |                |   |                     |           |                       |            |                          |               |                     |                                   |                       |          |                          |          |           |  |      |
| (3) 8～10人槽(併用住宅、2世帯住宅など) | 638,000円                          |                |   |                     |           |                       |            |                          |               |                     |                                   |                       |          |                          |          |           |  |      |
| 大崎町                      | 就農・漁業                             | 新規就農者支援事業      | <p>★ 大崎町に移住し、新たに農業に従事する者に対し、必要な資金を助成します。</p> <p>1 対象者</p> <p>(1) 新規就農者等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>新規学卒者</li> <li>新規参入者(概ね45歳以下)</li> <li>Uターン者(概ね45歳以下)</li> <li>その他、町長が適格者と認めた者</li> </ol> <p>(2) 大崎町に移住し、就農計画に基づき一定規模の農地または施設等の保有予定者で、中核的農業経営専従者となりうる者</p> <p>2 助成内容</p> <table> <tr> <td>①新規学卒者補助金</td> <td>20万円(一時金)</td> </tr> <tr> <td>②新規参入者補助金</td> <td>100万円(一時金)</td> </tr> <tr> <td>③受入農家補助金</td> <td>月額5万円(最高24箇月)</td> </tr> <tr> <td>④就農研修資金補助金</td> <td>先進農家での研修期間について、就農研修資金を次のとおり助成します。</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>町外出身者が町内の先進農家で研修した場合及び町外出身者が町外先進農家で研修し大崎町に就農した場合<br/>研修資金月額10万円(自宅からの研修は除外)</li> <li>町外出身者が自宅に居住し、先進農家で研修し、大崎町で就農した場合<br/>研修資金月額5万円</li> </ol>   | ①新規学卒者補助金           | 20万円(一時金) | ②新規参入者補助金             | 100万円(一時金) | ③受入農家補助金                 | 月額5万円(最高24箇月) | ④就農研修資金補助金          | 先進農家での研修期間について、就農研修資金を次のとおり助成します。 |                       |          |                          |          |           |  |      |
| ①新規学卒者補助金                | 20万円(一時金)                         |                |   |                     |           |                       |            |                          |               |                     |                                   |                       |          |                          |          |           |  |      |
| ②新規参入者補助金                | 100万円(一時金)                        |                |   |                     |           |                       |            |                          |               |                     |                                   |                       |          |                          |          |           |  |      |
| ③受入農家補助金                 | 月額5万円(最高24箇月)                     |                |   |                     |           |                       |            |                          |               |                     |                                   |                       |          |                          |          |           |  |      |
| ④就農研修資金補助金               | 先進農家での研修期間について、就農研修資金を次のとおり助成します。 |                |   |                     |           |                       |            |                          |               |                     |                                   |                       |          |                          |          |           |  |      |
| 大崎町                      | 出産・育児                             | 乳がん検診対象年齢の引き下げ | <p>★ 乳がん検診を30歳から受診できる(全国的には40歳から)ことに加え、検診費用の一部を町が負担します。</p> <p>1 対象者 30歳以上の女性</p> <p>2 助成額 5,000円～8,000円(検診内容により助成額が変わります)</p>  |                     |           |                       |            |                          |               |                     |                                   |                       |          |                          |          |           |  |      |

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

| 市町村名 | 項目    | 事業名等             | 対象者・内容等  |
|------|-------|------------------|--|
| 大崎町  | 出産・育児 | チャイルドシート貸出       | ★ 乳幼児を養育する保護者に対し、チャイルドシートの貸出を行います。<br>1 対象者 乳幼児を養育する保護者<br>2 費用 無料   |
| 大崎町  | 出産・育児 | 赤ちゃん訪問           | ★ 新生児から2～3ヶ月児の赤ちゃんを対象に、町の保健師及び在宅助産師が全戸訪問し、育児支援を行います。<br>1 対象者 新生児から2～3ヶ月児の赤ちゃん   |
| 大崎町  | 出産・育児 | 不妊治療費助成事業        | ★ 不妊治療にかかる費用を助成します。<br>1 対象者(次に掲げる要件全てに該当する方)<br>(1)本町に1年以上居住する、法律上結婚している夫婦<br>(2)夫婦の前年度の所得の合計が730万円未満であること<br>(3)特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みが無いまたは極めて少ないと医師に診断された方<br>(4)町税等の滞納がない方<br>2 助成金額 1回の治療につき上限20万円<br>3 助成期間 1年度に当たり2回まで、通算5年間で限度<br>4 申請期限 特定不妊治療が終了した日から6ヶ月以内                 |
| 大崎町  | 出産・育児 | 子ども医療費助成事業       | ★ 子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、お子さんの生まれた日から、18歳に達したあとの最初の3月31日(高校卒業)までの医療費を助成します。<br>1 対象者 助成対象の子どもを現に監護している者で、大崎町内に住所を有する者。<br>2 助成対象 医療機関を受診した自己負担額(保険内診療に限る)<br>※高額療養費・付加給付に該当する場合・養育医療・特定疾患・第三者行為(交通事故等)・保険外診療(自費診療・予防接種等)は対象になりません。                                      |
| 大崎町  | 出産・育児 | こんにちは赤ちゃんギフト支給事業 | ★ 生まれてくる子どもたちを歓迎することを目的に、赤ちゃん出生時に品物をプレゼントします。<br>1 対象者 出生届出時に大崎町に住所のある赤ちゃん及びその保護者<br>2 方法 母子手帳交付時にカタログから品物を選んでいただき、出生届提出の際に受け取ります。   |
| 大崎町  | 出産・育児 | かごしま子育て支援パスポート事業 | ★ 事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に割引や独自の優待サービスなどを提供することで、子育て家庭を応援します。<br>この事業で受けることのできる子育て支援サービスは、町内の協賛企業・店舗の善意により提供されるものです。<br>1 対象者 鹿児島県内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯<br>※実施市町村の窓口で、対象となる世帯からの申請により、県内共通のパスポートが交付されます。<br>※事業を実施していない市町村にお住まい又は県外にお住まいで県内へ帰省している子育て家庭へは、別途県で交付できる場合もあります。 |
| 大崎町  | 教育    | 放課後児童クラブ         | ★ 放課後や長期休業中保護者が児童を保育できない場合に、適切な遊びや生活の場を与え、児童の保育を行います。<br>1 対象者 放課後に児童を保護する者のいない家庭の町内に居住する小学校全年生  |
| 大崎町  | 教育    | 中学校入学援助金         | ★ 大崎町に住所を有する生徒が中学校及び特別支援学校に入学する際、入学時における生徒の保護者の経済的負担を軽減するとともに、生徒の健全な育成を支援する。<br>1 対象者 中学校等に入学する生徒の保護者<br>2 支給額 生徒1人につき3万円  |
| 大崎町  | その他   | グリーン・ツーリズム推進事業   | ★ ・中学・高校生の教育旅行受け入れ(民泊)を行いません。体験内容は下記(1)～(3)となります。<br>(1)田畑・菜園作業や牛・鶏の飼養等の農作業(汗を流して働くことの大切さ、農業の厳しさや楽しさを学べます。)<br>(2)田舎の食材を使った料理・菓子づくり等の料理体験(安心安全な食へのこだわり、新鮮な野菜を使った料理を体験できます)<br>(3)大崎町の観光地めぐり(古墳・戦跡・海岸等をめぐり、大崎町ならではの体験ができます)・モニターツアーの実施(都市農村の交流を目的にモニターツアー実施します。)                        |
| 大崎町  | 移住体験  | 農家民宿             | ★ 大崎町内にある農家民宿に宿泊し、田舎暮らしを体験することができます。<br>本町の農家民宿受入先の状況(平成30年4月1日現在) 1件<br>「農家民宿 龍宮」<br>①菓子・ケーキ・ピザ作り体験<br>②陶芸・小物作り体験   |

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

| 市町村名 | 項目   | 事業名等       | 対象者・内容等  |
|------|------|------------|--|
| 大崎町  | 移住体験 | 移住促進事業補助事業 | <p>★ 移住希望者が、移住前に本町において生活体験を行う場合、経費の一部を助成します。</p> <p>1 補助対象者</p> <p>(1)本町への移住を希望する者</p> <p>(2)移住体験旅行等の企画及び運営を行う株式会社等の法人又はこれらに類する団体(必ず、企画について、事前に指定を受けておくこと。)</p> <p>2 補助対象事業及び補助率</p> <p>(1)移住希望者本人が企画・実施する移住体験で、指定するお試し体験住宅を使用するもの。<br/>【補助率】旅費の実費の2分の1で、1人あたりの上限額は5万円(千円未満の端数切り捨て)</p> <p>(2)事前に指定を受けた移住体験旅行等<br/>【補助率】移住体験旅行にかかる経費のうち、旅費、宿泊費及び保険料の2分の1で、1人あたりの上限額は5万円(千円未満の端数切り捨て)</p>   |
| 大崎町  | 起業   | 起業支援事業補助金  | <p>★ 町内において起業する新規創業者に対し、必要な助成措置を行う。</p> <p>1 対象者</p> <p>(1)町内に事業所を設置し、又は設置しようとする者</p> <p>(2)町内に住所を有する者</p> <p>(3)起業に当たって、鹿児島県商工会連合会等が開催する専門的な研修を受講した者</p> <p>(4)交付申請時において、事業所に勤めていない者及び事業所の役員でない者</p> <p>(5)町税等の滞納がない者</p> <p>2 補助対象経費</p> <p>(1)新設又は改修に要する経費</p> <p>(2)工事請負費(用地取得費、造成費及び建築手続き費を除く)</p> <p>(3)起業に必要な設備の購入に係る経費</p> <p>(4)事業を行うに際し、必要となる設備</p> <p>3 補助金額 【補助率】【補助限度額】【補助要件】</p> <p>補助対象経費(1)、(2) 2分の1 50万円 工事請負費の総額が1件20万円以上のものに限る</p> <p>補助対象経費(3)、(4) 2分の1 20万円</p> |